

(案4)「兄弟姉妹等からの精子・卵子・胚の提供」は、(当分の間、)認めない。

当分の間、認めない場合は、精子・卵子・胚を提供する人の匿名性が保持された生殖補助医療が実施されてから一定期間経過後、兄弟姉妹等からの精子・卵子・胚の提供による生殖補助医療の実施の是非について再検討することとする。

( ) 精子・卵子・胚の提供者と提供を受ける者との属性の一致等の条件について

A B O式血液型(A型・B型・O型・A B型)について、提供を受ける人の希望があり、かつ可能であれば、精子・卵子・胚の提供者と属性を合わせることが出来ること(合わせられない場合もあること)

A B O式血液型以外の血液型(R h型血液型等)については必ずしも合わせることができないこと

提供された精子・卵子・胚を使用して第1子が生まれたのち、提供された精子・卵子・胚の残りを第2子のために使用することについて  
(P)

(検討課題1第10次改訂後資料P20)

(要検討事項)

属性以外の提供を受ける者の希望に応えるか?また、応える場合、どこまで応えるか?

(第2子や第3子も同じ提供者から提供してほしい等)

提供された精子・卵子・胚を使用して第1子が生まれたのち、提供された精子・卵子・胚の残りを第2子のために使用することについては、

(案1)可能な限り認める。ただし、精子・卵子・胚を提供する際に、当該提供により、第1子だけでなく第2子も生まれる可能性があることについて、提供する人に対し、インフォームド・コンセントを取っておく。

(案2)認めない。

(3) 提供された精子・卵子・胚の保存について

( ) 提供された精子・卵子・胚の保存について

提供者の死亡が確認されたときには、提供された精子・卵子・胚は廃棄すること

胚提供を行った夫婦のうち、一方が死亡した場合は提供された胚は廃棄されることとする

提供された精子・卵子の保存期間は2年間であること

提供された胚及び、提供を受ける夫婦の精子・卵子と提供された精子・卵子とを受精させて得られた胚は、ともに保存期間が10年間で

あること

保存期間を超過した場合の取り扱いについて（提供者に返却する、廃棄する等）

（４）提供者に関するその他の事項について

（ ）提供者に発生した副作用等に関する補償について

提供者への医学的検査・医療行為に伴って発生した副作用、合併症等に対する補償について（P）

（ ）提供者の権利について

提供者は、提供を受ける者や提供により生まれる子を同定できないこと。

提供を受けた結果子供が生まれたかどうかについては、提供者の希望があった場合には提供者に知らせることとされていること

提供者は、提供に関する同意の撤回ができる以外には、提供したものやその結果生まれた子に対して何ら権利を有さず、義務を負わないこと

3．提供により生まれた子について

（１）親子関係について

出生する子の法的地位について

（ 法務省法制審議会生殖補助医療関連親子法制部会で検討中）

（２）提供により生まれた子の出自を知る権利について

提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれた子が出自を知る権利を行使することができるためには、親が子に対して当該子が提供により生まれた子であることを告知することが重要であること

精子・卵子・胚を提供した人は、その者の個人情報が開示される前であれば開示することを承認する自己の個人情報の範囲を変更できること（P）

提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれた子は、成人後（P） その子に係る精子・卵子・胚を提供した人に関する個人情報について、当該精子・卵子・胚を提供した人がその子に開示することを承認した範囲内で知ることができること（P）

（検討課題 1 第 1 0 次改訂後資料 P 2 2）

（要検討事項）